

太平洋北部沖合性カレイ類の 広域資源管理の取組について

令和6年11月
水産庁

1. 資源の現状

- サメガレイ：2023年の資源量水準は、21.7%と低位であり、2025年の算定漁獲量は100トンと算出され、2023年の漁獲量（151トン）を下回る。
- ヤナギムシガレイ：2023年の親魚量は、目標管理基準値案（758トン）を上回る971トン。
- キチジ：「資源水準」は高位であり、「資源動向」は減少。
- キアンコウ：「資源水準」は高位であり、「資源動向」は横ばい。

○サメガレイ

	資源量水準	漁獲量を増減させる係数	資源量指標値 (Kg/網)
目標管理基準値（目標水準）案	80%	1.00	1.58
限界管理基準値（限界水準）案	56%	0.89	1.10
現状の値（2023年）	21.7%	0.51	0.47

資源量指標値の推移から求めた資源量水準と目標管理基準値案および限界管理基準値案の位置関係に基づき漁獲量を増減させる。2023年の資源量水準は21.7%であることから、2025年の算定漁獲量は100トンと算出される。

○ヤナギムシガレイ

目標管理基準値案	限界管理基準値案	禁漁水準案	2023年の親魚量	MSY	2023年の漁獲量
758トン	257トン	23トン	971トン	197トン	186トン

○キチジ

資源水準	資源動向
高位	減少

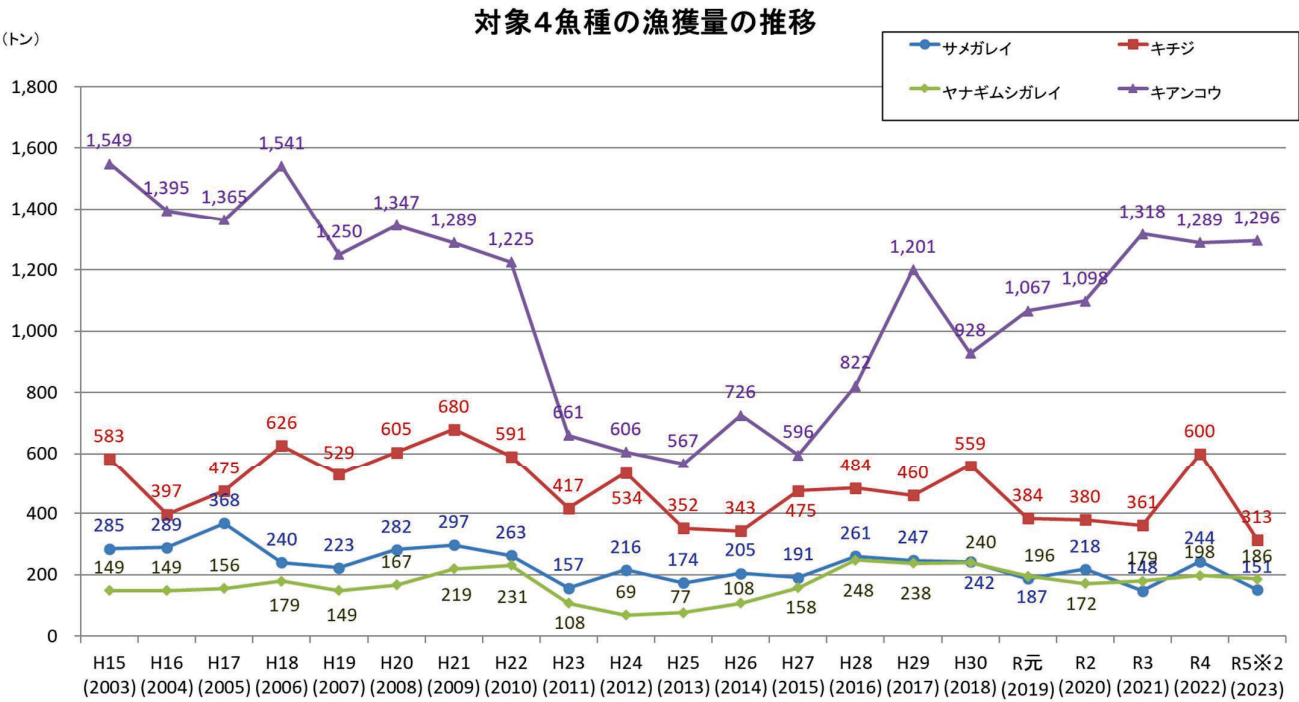
○キアンコウ

資源水準	資源動向
高位	横ばい

出典：令和6年度資源評価（国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産資源研究所）

2. 対象4魚種の漁獲量の推移

- キアンコウについては、震災前の水準にまで概ね回復。
- その他の魚種については、横ばいで推移。



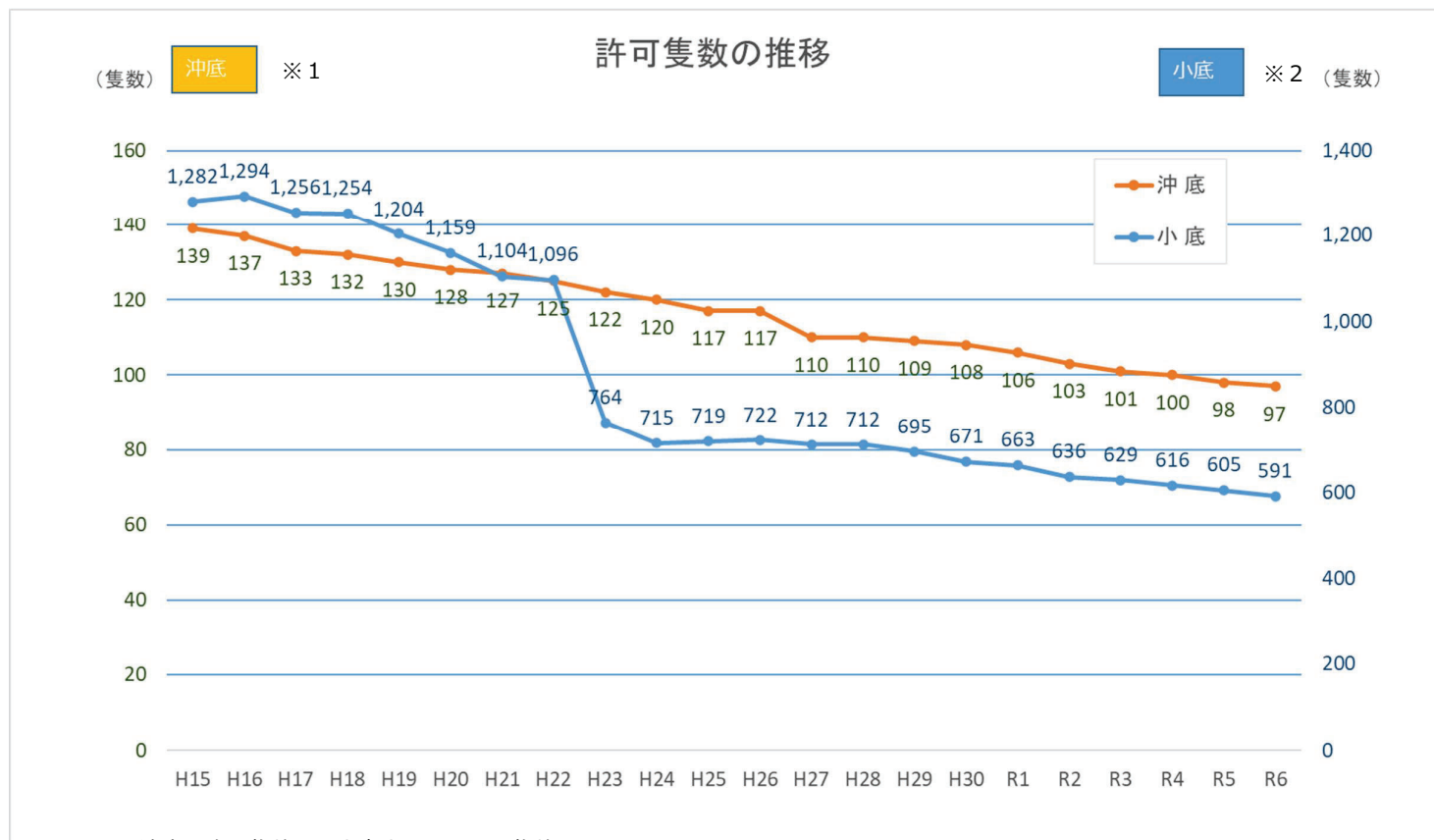
※ 1 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県及び千葉県漁獲量
※ 2 R5 (2023) の漁獲データは暫定値

3. 関係漁業種類

- 青森県～千葉県の沖合底びき網漁業及び小型機船底びき網漁業の漁業者が資源管理の取組に参加。

県名	大臣許可漁業	知事許可漁業
青森県	沖合底びき網漁業	小型機船底びき網漁業
岩手県	沖合底びき網漁業	—
宮城県	沖合底びき網漁業	—
福島県	沖合底びき網漁業	小型機船底びき網漁業
茨城県	沖合底びき網漁業	小型機船底びき網漁業
千葉県	沖合底びき網漁業	—

(参考) 許可隻数の推移 (平成15年～令和6年)



4

4. 資源管理の方向性 (目標、期間等)

○サメガレイ

2023年の資源量水準は、21.7%と低位であり、2025年の算定漁獲量についても2023年を下回る算出となっていることや数量管理の導入に向けた議論を踏まえ、保護区の出組を継続して産卵期や索餌期の産卵親魚の保護を図りつつ、資源量水準を上向きに転じさせる方策について検討を進めることとする。

○ヤナギムシガレイ

2023年の親魚量は、目標管理基準値案を上回る量となっていることや数量管理の導入に向けた議論を踏まえつつ、現在実施している自主的管理措置等の出組を継続することとする。

○キチジ、キアンコウ

それぞれ資源水準が高位に位置しており、平成15年(2003年)の資源回復計画策定以降は順調に資源量が回復してきていることから、これらの資源水準を維持するため、今後も漁獲努力量を適切な水準で維持しながら、現在実施している自主的管理措置等の出組を継承することとする。

(補足) 資源回復計画：資源の回復を図り、漁業経営の安定や水産物の安定供給に役立てるため、関係する漁業関係者、研究機関、都道府県、国が一体となって必要な対策を計画的、総合的に実施する出組(～H23年度)。H24年度以降、それまでの出組は、資源管理指針・資源管理計画体制の下で実施。令和6年度以降は資源管理協定に基づく管理に移行。

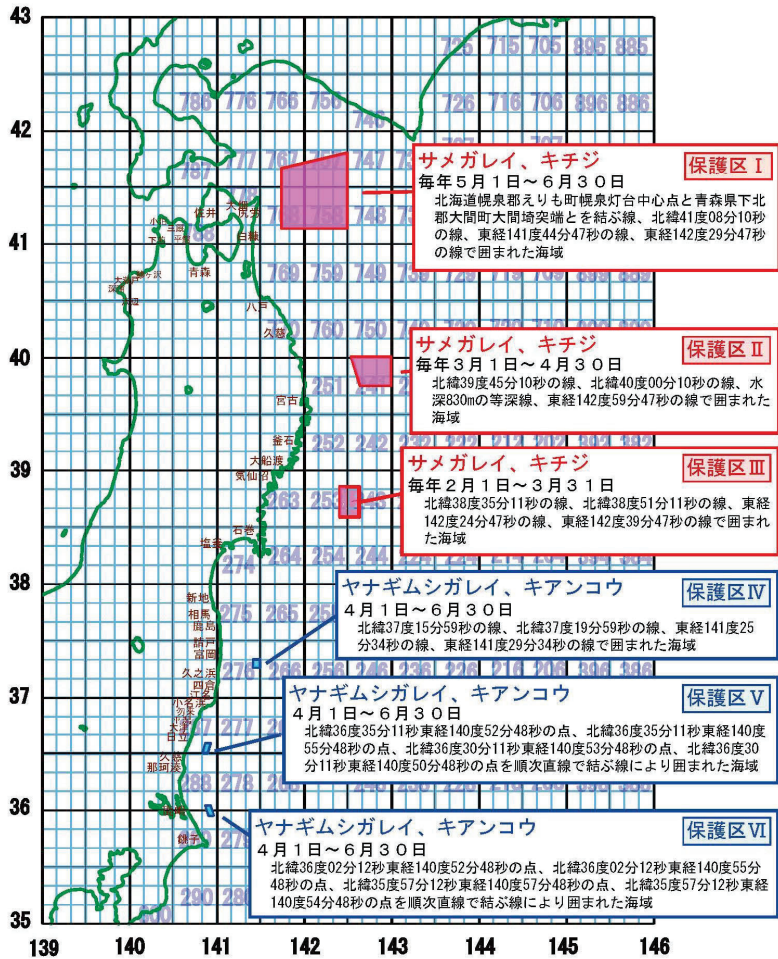
5

5. 資源管理措置の内容

措 置	対象魚種	内 容	関係漁業種類
保護区	サメガレイ キチジ	主漁期に保護区Ⅰ～Ⅲを設定することにより親魚を保護	沖合底びき網漁業 小型機船底びき網漁業 (青森県) (※1)
	ヤナギムシガレイ キアンコウ	小型魚の多獲時期に保護区Ⅳ～Ⅵを設定することにより若 齢魚を保護	沖合底びき網漁業 小型機船底びき網漁業 (茨城県、福島県)
休漁	対象4魚種	1隻1月あたりの操業日数を24日間までとする。	小型機船底びき網漁業 (青森県)
		月1日接岸休漁、年末・年始、ゴールデンウィーク中に休 漁日を設定 (※2)	沖合底びき網漁業 (岩手県地区)
		地区ごとに設定	小型機船底びき網漁業 (茨城県、福島県)
		9月～翌6月までの間に計20日以上の休漁を行う。	沖合底びき網漁業 (千葉県地区)
漁具の制限	ヤナギムシガレイ サメガレイ	・複葉型オッターボードの使用禁止 ・グランドロープチェーンの重量規制 ・タイヤグランドの使用禁止 (※3)	沖合底びき網漁業 (茨城県地区) 小型機船底びき網漁業 (茨城県)
	ヤナギムシガレイ キアンコウ	・チェーンによりグランドロープと身網の下端部に25cmの 間隙を設定 ・先袖の目合を150mm、奥袖及び脇1段の目合を90mm、 ベーシング3段の目合を75mmに拡大	沖合底びき網漁業 (千葉県地区)

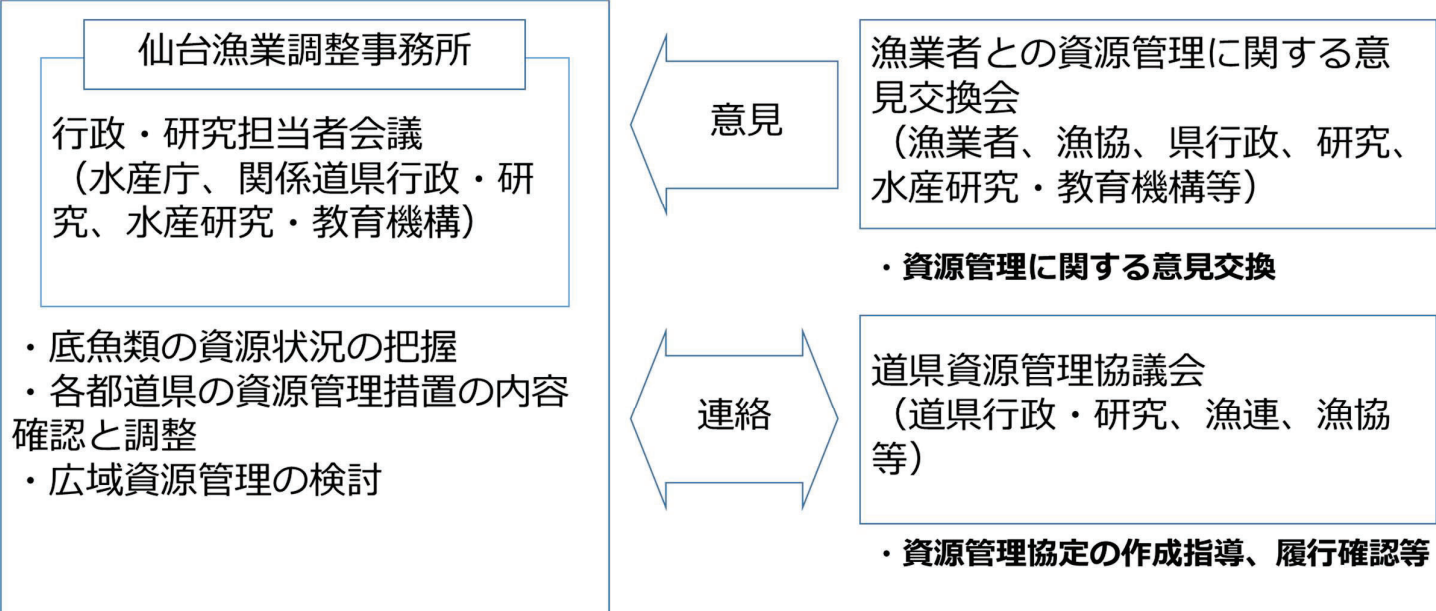
※1 小底の資源管理協定に明記していないが、通常の実施として実施している。
※2 沖底の資源管理協定に明記していないが、通常の実施として実施している。
※3 小底（板びき）の資源管理協定で、資源管理計画時に策定した管理措置にも積極的に取り組むとしている。

(参考) 太平洋北部沖合性カレイ類の保護区の位置図



6. 関係者による連携を図るための体制

- 広域的な資源管理については、関係者の範囲が広く、その連携を図ることは重要。
- 毎年、底びき網漁業者との意見交換会及び行政・研究担当者会議を実施。
- 太平洋北部海域の資源状況や漁獲状況の情報交換により、問題認識等を共有し、適切な資源管理を推進。



(参考) 漁業者との意見交換会等の開催状況 (令和6年度)

開催年月日	会議名	参加者	
R6.7.5	太平洋北部海域の資源管理に係る意見交換会 (宮城県近海底曳網漁業協同組合)	漁業者、漁協、県行政・研究、水産研究・教育機構、水産庁	19名
R6.7.25	太平洋北部海域の資源管理に係る意見交換会 (八戸機船漁業協同組合)	漁業者、漁協、県行政・研究、水産研究・教育機構、水産庁	15名
R6.7.25	太平洋北部海域の資源管理に係る意見交換会 (八戸みなと漁業協同組合)	漁業者、漁協、県行政・研究、水産研究・教育機構、水産庁	11名
R6.8.2	太平洋北部海域の資源管理に係る意見交換会 (福島県機船底曳網漁業組合連合会)	漁業者、漁協、県行政・研究、水産研究・教育機構、水産庁	31名
R6.8.6	太平洋北部海域の資源管理に係る意見交換会 (茨城県底曳網漁業協議会)	漁業者、漁協、県行政・研究、水産研究・教育機構、水産庁	26名
R6.8.7	太平洋北部海域の資源管理に係る意見交換会 (岩手県底曳網漁業協会)	漁業者、漁協、県研究、水産研究・教育機構、水産庁	16名
R6.8.20	太平洋北部海域の資源管理に係る意見交換会 (宮城県沖合底びき網漁業協同組合)	漁業者、漁協、県行政・研究、水産研究・教育機構、水産庁	18名
R6.10.31	太平洋北部海域の資源管理に係る行政・研究担当者会議	道県行政・研究、水産研究・教育機構、水産庁	(43名)